

新発田市特定健診受診勧奨 業務委託仕様書

1. 業務名

令和3年度 特定健診受診勧奨に関する業務

2. 委託の目的

新発田市（以下「発注者」という）の令和元年度の特定健康診査の受診率は49.3%（速報値）であり、設定した受診率目標である60%との乖離は大きい。目標達成のため、未受診者への受診勧奨事業として、データの活用及びナッジ理論に基づいた効率的・効果的な施策を立案し、実施することで特定健康診査受診率の向上を図る。

3. 委託の内容

発注者は委託者（以下「受注者」という）に対して以下の業務を委託する。

（1）データ分析業務

発注者から提供する過去5年分（平成28年度～令和2年度）の特定健康診査の受診履歴・結果・問診票のデータをもとに効率的・効果的な受診勧奨を実現するための分析を行う。

（2）受診勧奨業務

受注者は発注者よりデータの提供を受け、以下のように受診勧奨を実施する。

① 対象者

全受診対象者のうち、分析によって勧奨効果があると思われる対象者

② 全受診 対象人数

約16,500人

③ 実施時期・回数

契約締結の翌日から令和4年3月31日の間に2回実施

※市の特定健診（集団検診）実施時期については、新型コロナウイルス感染拡大の状況に応じて変更の可能性あり。

④ 方法

郵送等による通知とする。通知物（受診勧奨用資材）については、勧奨対象者の特性に合わせた効率的かつ効果的な内容とする。また通知物の他、SMS等の活用も一部可とする。

⑤ 通知物の作成・印刷

通知物の作成・印刷は受注者が実施する。また、送付対象者の郵便番号、宛先、宛名についても、発注者が提供する情報を基に、受注者が印刷する。

⑥ 通知物の宛名印字

宛名印字に関しては、漢字またはカナ印字で行う。なお、漢字印字を行う際、外字対応ができない場合は原則カナ印字とする。

⑦ 通知物の校正

通知物の印刷内容に関して、受注者は発注者に事前に校正の確認を行う。受注者は、発注者の要望による修正を実施するが、その回数は最大3回とする。

⑧ 通知物の発送

発注者から提供される健診受診者などの除外対象者となる情報を基に、受注者は最終的な勸奨対象者に発送を行う。除外対象者の情報は、原則発送日の2週間前までの授受とする。それ以降の勸奨対象者の変更は行わない。勸奨対象者リストを受注者は発注者に納品する。(発送に係る全ての経費を委託料に含む)

⑨ サンプル納品

通知物のサンプルに関して、受注者は通知物発送後速やかに、発注者に対し各20部を納品する。

(3) 勸奨結果の分析・効果検証・報告業務

(ア) 受注者は、発注者から令和3年4月からの受診者データの提供を受け、受診勸奨事業実施による受診率の変化等の効果検証について報告書を作成し、発注者に報告する。

(イ) 受注者は、前項の効果検証を基に、次年度以降に実施すべき受診勸奨業務の有効な施策について、発注者に提案を行う。

4. 委託料の支払い

(ア) 委託料の支払いは、事業完了後の一括支払いとする。

(イ) 受注者は、作業が完了次第すみやかに発注者に検査を請求し、検査に合格した時は代金の支払いを請求する。

5. 情報の保護

(ア) 受注者は本業務の履行にあたり知り得た情報を第三者に漏らさない。(資料の転写・複写・転載・閲覧及び貸出を含む)

(イ) 受注者は本業務に関するデータの管理において、漏洩、滅失、毀損及び改ざんを未然に防止するために必要な措置を講じる。

(ウ) 委託業務完了後、受注者は、本業務の履行に当たり収集、管理したデータを発注者に引き渡すものとする。

6. 個人情報の保護

- (ア) 受注者は、本業務の履行にあたり、JISQ15001JISQ15001 規格に基づくプライバシーマークの取得又は情報セキュリティマネジメントシステム ISO/IEC27001 (JISQ27001) の認定を受けていなければならない。
- (イ) 受注者は、本業務の履行にあたり、細心の注意をもって個人情報の管理に当たる。
- (ウ) 受注者は、この契約による業務を履行するための個人情報（個人に関する情報であって、特定の個人が識別され、又は識別され得るものをいう。）がある場合は、その保護の重要性を認識し、個人情報の保護に関する法律（平成15年法律第57号）及び新発田市個人情報保護条例（平成27年新発田市条例第38号）を遵守し、個人の権利及び利益を侵害することがないように、個人情報を適正に取り扱わなければならない。また、個人情報の取扱いについては、別記「機密情報に関する特記事項」を遵守しなければならない。

7. その他の特記事項

- (ア) 受注者は過去自治体での受診勧奨業務の実績を有するものとする。
- (イ) データの受け渡し、データの加工等に必要な機器等の準備、運搬等にかかる費用については全て受注者の負担とする。その際、セキュリティ対策を講じること。
- (ウ) 受け渡しデータのフォーマットについては別途協議して定めるものとする。
- (エ) 発注者が要請する緊急の連絡や協議には迅速に対処する。
- (オ) 契約後速やかに、全体スケジュール等の詳細について打ち合わせを実施すること。
- (カ) 発注者が提供する宛名データに関して、受注者はそのデータに基づき通知物の発送を行う。この際、転居情報などは、データ提供時に全て反映されているものとする。
- (キ) 報告書のフォーマットに関しては別途協議して提供するものを基本とする。
- (ク) その他、仕様書に定めのない事項については、発注者・受注者が協議して決める。